

福岡市工事競争入札参加者等級格付け要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の競争入札参加者の資格認定に際し、工事種別ごとに等級へ区分する場合の基準等について定めるものとする。

2 前項の「等級」とは、福岡市契約事務取扱規程第2条別表第2において工事種別ごとに定める等級をいう。

(格付基準)

第2条 競争入札参加者は、客観的事項及び主観的事項に基づいて各等級へ格付けるものとする。

(客観的事項)

第3条 客観的事項は、当該競争入札参加者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する審査結果（以下「経審結果」という。）とし、次の各号に掲げる項目とする。

(1) 工事の種類別の年間平均完成工事高（以下「年平均工事高」という。）

(2) 工事の種類別の総合評点（以下「経審点数」という。）

2 前項の場合において、一般土木及び管の業種にあつては、経審結果に基づき競争入札参加者が申請した当該業種の年間平均完成工事高を年平均工事高とし、総合評点の算出に当たり当該年平均工事高に置き換えて算出した数値を経審点数とする。

(主観的事項)

第4条 主観的事項の項目及び点数は、次の各号に定めるとおりとする。この場合において、算出された点数に小数点第一位以下の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(1) 当該競争入札参加者の競争入札参加資格認定時の前3年度に完成した各工事（当該業者のランクより下位のランクの工事を除く。）における業種ごとの工事成績評定表の点数の平均から65点を控除した点数に応じて、別表1に定める加算率をその者の経審点数に乗じて得た点数

(2) 本市の区域内に本店を有する者（以下「地場業者」という。）にあつては、希望順位第1位の業種について、当該業種に係る経審点数に100分の10を乗じて得た点数

(3) 前号の規定にかかわらず、地場業者であつて工事ではじめて競争入札参加資格の認定を受けてから10年以上の年数を経過している者（継続して認定を受けている場合に限る。）にあつては、希望順位第1位の業種について、当該業種に係る経審点数にその者の継続年数に応じて、別表2の右欄に定める加算率を乗じて得た点数

2 競争入札参加者の経審点数と、前項の規定による主観的事項の点数の合計点数を、その者の総点数とする。

(等級格付け)

第5条 等級格付けに当たっては、その者の年平均工事高及び総点数に基づき、工事種別及び等級区分ごとに別表3に定める基準年平均工事高及び基準点（定期の競争入札有資格者名簿登載（以下「業者登録」という。）の際に、工事発注予定数量等を勘案のうえ、工事種別及び等級区分ごとに市長が別に定める点数をいう。）のいずれをも満たす

等級に格付けする。

- 2 前項の規定により、次表に掲げる特定建設業の許可を有する必要がある等級に格付けすることとなる場合において、その者が特定建設業の許可を有さないときは、特定建設業の許可を必要としない等級まで降格するものとする。

業種	一般土木	建築	電気	管
特定建設業の許可を必要とする等級	A・B	A・B	A	A

- 3 前2項の場合において、継続して登録している者が前回の登録より2等級以上移動することとなる場合は、1等級の移動にとどめるものとする。

ただし、官公需適格組合特例措置を申請した者についてはこの限りでない。

附 則

- 1 本要領は、平成17年6月27日から施行し、平成17年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。
- 2 第5条第3項の規定に係る平成17年度の等級格付における摘要については、等級区分改正に伴う措置として次のとおりとする。
- (1) 等級区分が減少する一般土木、建築、電気及び管については、改正前等級区分を下表のとおり改正後等級区分としてみなすものとする。

①一般土木、建築

ア 等級が上がる場合		イ 等級が下がる場合	
改正前B等級	→ 改正後B等級	改正前A・B等級	→ 改正後A等級
〃 C等級	→ 〃 C等級	〃 C等級	→ 〃 B等級
〃 D・E等級	→ 〃 D等級	〃 D等級	→ 〃 C等級

②電気、管

ア 等級が上がる場合		イ 等級が下がる場合	
改正前B等級	→ 改正後B等級	改正前A・B等級	→ 改正後A等級
〃 C・D等級	→ 〃 C等級	〃 C等級	→ 〃 B等級

附 則

- 1 本要領は、平成19年7月25日から施行し、平成19年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成21年7月24日から施行し、平成21年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成25年7月24日から施行し、平成25年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成28年7月28日から施行し、平成28年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和元年7月29日から施行し、令和元年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和4年7月29日から施行し、令和4年8月の業者登録に係る等級格付けから適用する。

別表 1

点数（平均－65点）	加算率
11点以上	100分の 3
6点～10点	100分の 2
1点～5点	100分の 1
0	0
-1点～-10点	-100分の 1
-11点～-20点	-100分の 2
-21点以下	-100分の 3

別表 2

継続年数	加算率
10年以上12年未満	100分の10.6
12年以上14年未満	100分の11.2
14年以上16年未満	100分の11.8
16年以上18年未満	100分の12.4
18年以上20年未満	100分の13
20年以上22年未満	100分の13.6
22年以上24年未満	100分の14.2
24年以上26年未満	100分の14.8
26年以上28年未満	100分の15.4
28年以上30年未満	100分の16
30年以上32年未満	100分の16.8
32年以上34年未満	100分の17.6
34年以上36年未満	100分の18.4
36年以上38年未満	100分の19.2
38年以上	100分の20

別表 3

1 一般土木

予 定 金 額	等級	基準年平均工事高	基準点
2 億円以上	A	8 億円	1000点以上
7,000万円以上 2 億円未満	B	1 億4,000万円	900点～999点
2,000万円以上 7,000万円未満	C	4,000万円	780点～899点
2,000万円未満	D	なし	779点以下

2 建築

予 定 金 額	等級	基準年平均工事高	基準点
3 億円以上	A	1 2 億円	1090点以上
8,000万円以上 3 億円未満	B	1 億6,000万円	900点～1089点
2,000万円以上 8,000万円未満	C	4,000万円	780点～899点
2,000万円未満	D	なし	779点以下

3 電気

予 定 金 額	等級	基準年平均工事高	基準点
5,000万円以上	A	2 億円	1050点以上
1,500万円以上 5,000万円未満	B	3,000万円	860点～1049点
1,500万円未満	C	なし	859点以下

4 管

予 定 金 額	等級	基準年平均工事高	基準点
5,000万円以上	A	2 億円	960点以上
1,500万円以上 5,000万円未満	B	3,000万円	820点～959点
1,500万円未満	C	なし	819点以下

5 ほ装

予 定 金 額	等級	基準年平均工事高	基準点
2,500万円以上	A	1 億円	860点以上
2,500万円未満	B	なし	859点以下

6 造園

予 定 金 額	等級	基準年平均工事高	基準点
4,000万円以上	A	1 億6,000万円	930点以上
1,500万円以上 4,000万円未満	B	3,000万円	840点～929点
1,500万円未満	C	なし	839点以下